

第 5 部

災害復旧・復興

第 1 章 水道施設復旧

水道施設は、生活関連の根幹施設であることから、緊急を要する施設被害については、応急工事を実施するとともに、水道施設災害復旧事業の導入を図り、早急な施設の復旧に努めた。

水道施設災害復旧に係る査定は、10月11日から13日の3日間にわたり、1班編成で実施された。

なお、水道施設災害復旧費の国庫補助額は、補助対象事業費（査定額を上限とする。）に1/2を乗じて得た額である。

水道施設災害査定状況

（単位：千円）

市町村名	水道名	計画給水人口	申請額	査定額	査定率
湧水町	吉松中央簡水	4,520人	11,525千円	10,920千円	94.8%
菱刈町	本城簡水	2,300人	14,795千円	13,048千円	88.2%
さつま町	上水道	10,000人	7,665千円	7,655千円	99.9%
出水市	高尾野上水道	12,100人	11,686千円	10,390千円	88.9%
合計	1市3町 4件	28,920人	45,671千円	42,013千円	92.0%

第 2 章 保健医療福祉施設復旧

1 保健医療関係施設の復旧

床上浸水等の被害で、一時的に診療不能となった病院，診療所及び薬局は，数日中にはほとんど復旧し，業務を再開した。

今回，特に大きな被害を受けた 1 医療機関は移転し，8 月から診療を再開した。

2 福祉関係施設の復旧

床上浸水により建物の床，壁，電気設備等が破損・損壊した 2 保育所については，国庫補助事業で対応した。

なお，2 保育所については，災害復旧費が認定された。

第3章 商工業，観光関係施設復旧

被災後の復旧については，水が引いた後，各店舗とも従業員総出で店舗等内のごみをはき出し，機械類の点検・整備，製品・商品の廃棄・処分等を行ったが，その時点では，再開の見通しが立たないところがほとんどであった。

その後，閉店に追い込まれる店もあったものの，懸命な復旧作業により営業を再開する店が出はじめ，特に被害の大きかったさつま町では被災後5か月が過ぎて約200軒の商店のうち，約9割は営業を再開，出水市では約260軒の商店のうち，ほとんどの店舗が営業を再開した。

また，特産品関係施設であるさつま町の焼酎製造メーカーについては，製造施設等に大きな被害を受けたが，懸命な復旧作業の結果，被災後約40日後に事業を再開した。

観光関係施設については，被害を受けた霧島市のホテルや旅館は約3週間で復旧し，営業を再開した。

第4章 農業関係施設等復旧

第1節 耕地関係農地・農業用施設

1 災害の状況

平成18年7月の県北部豪雨災害による農地・農業用施設の被害は、農地、農業用施設、農村生活環境施設など合計3,807箇所、7,120百万円に上った。なお、同災害は、平成18年9月13日に国の激甚災害の指定を受け、被災市町村の財政負担の軽減が図られることとなった。

国の災害査定は平成18年12月に終了し、準備の整ったところから順次復旧工事に着手している。

2 応急工事

今回被害を受けた箇所の中には、交通の安全確保など住民生活への影響、また、被災施設や農作物の被害拡大などの農業生産への影響など緊急の対策を講じる必要がある地区が存在した。

これらの地区において、事業主体である市町が査定前の応急工事を速やかに行えるよう申請手続きの簡素化を図り、早急な工事の着手に努めた。

応急工事の実施箇所

実施市町	実施箇所数	主な応急工事内容
さつま町	22	農地の土砂排除、農道・用水路の復旧
薩摩川内市	2	排水機場の復旧、農道の復旧
菱刈町	1	集落排水施設の復旧
湧水町	1	排水機場の復旧
阿久根市	2	排水路・ため池堤体の復旧
合計	28	

3 職員の派遣

特に被害の大きかった市町村においては、被災状況の把握や復旧工法の検討など早期復旧に向けた体制強化を図るため、被災市町を管内に持つ耕地事務所に対し、他事務所等から職員を派遣し対応した。

4 直轄災害復旧事業

今回の県北部豪雨災害では、国営かんがい排水事業出水平野地区で造成した施設も被災した。このため、国が事業主体となって行う直轄災害復旧事業が採択され、これらの施設の復旧が行われることとなった。

- 被災施設 高川ダム：護岸
池鶴・田原水位局：電気設備
五万石・沖田大井手・六月田頭首工：電気設備

第 2 節 畜産関係施設等

1 肉用牛・乳用牛関係

肉用牛・乳用牛で最も甚大な被害は，薩摩川内市において発生した川内川の氾濫による肉用牛肥育農場（1戸，飼養規模約1,800頭）の冠水被害であった。

具体的には，畜舎内に閉じ込められた肥育牛約1,800頭のうち22頭が水死したほか負傷したものも多数見られた。また，浸水により自動給餌機，堆肥攪拌機，送風機及び個体管理用パソコンも使用不能となるなど，農場の施設・機械への被害も見られた。

さらに，この肥育農場に隣接する酪農家においても同様に，畜舎の冠水により搾乳牛1頭の水死とバルククーラー等の搾乳機械の使用不能による生乳約1,300kgの廃棄などの被害が発生した。

なお，これらの被災農家については，関係機関及び事業者の多大な支援により，概ね2か月後には通常の飼養管理に復した。

このような薩摩川内市以外の被害については，さつま町と大口市の肉用牛繁殖農家の計3戸が，裏山等の崩落に伴う畜舎への土砂流入により，畜舎の一部が損壊するとともに，繁殖雌牛2頭及び子牛3頭が死亡した。

2 肉用鶏・採卵鶏関係

出水市の肉用鶏農家2戸と採卵鶏農家1戸において，米之津川の氾濫や裏山の崩落などにより肉用鶏12,300羽，採卵鶏23,000羽が水死するとともに，それぞれの鶏舎が使用不能となった。

被災後の経営について，肉用鶏農家は自己資金により規模を縮小して再開し，採卵鶏農家については，制度資金により経営を再開している。

第6章 林業関係施設等復旧

第1節 林地崩壊

林地崩壊については、国庫補助事業の災害関連緊急治山事業や林地崩壊防止事業で緊急性の高い箇所から復旧しているが、平成19年度以降についても、引き続き復旧を進めることとしている。

林地崩壊の復旧状況（平成18年度）

（単位：千円）

事業名	箇所数	事業費	負担区分等
災害関連緊急治山事業	5	215,487	国2/3 県1/3
林地崩壊防止事業	2	10,993	国1/2 県2/10 市町村3/10
県単治山事業	94	263,740	県9~7/10 市町村1~3/10
林地荒廃防止事業	1	15,000	国5~5.5/10 県4.5~5/10
計	102	505,220	

第2節 林道施設

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（通称「暫定法」）の対象となる災害は、9市町、70路線、118箇所、被災延長5,373m、被害額7億6千7百万円余であり、災害査定は平成18年10月10日から10月20日まで、2回（延べ4回）に亘り実施され、被害額7億6千7百万円余に対して、査定額6億9千万円余で、査定率は90%であった。

災害復旧事業については、通常、被災年度以降3年間に亘って復旧が行われるが、今年の甚大な被害の早期復旧を図るため、被災初年度の平成18年度に約9割に当たる9市町、105箇所を復旧する予定である。

林道の災害査定状況

（単位：千円、%）

査定日程	路線数	箇所数	被害額	査定額	査定率
10/10 ~ 10/13	37	58	315,846	270,714	85.7
10/16 ~ 10/20	33	60	451,200	419,423	93.0
計	70	118	767,046	690,137	90.0

第7章 水産関係施設復旧

第1節 漁船等水産関係

漁船については、漁船保険による救済や自己資金によって、養殖施設等については自己資金によって復旧にあたった。また、漁業共同利用施設等については、今後の河川改修事業の状況を見て対応することとしている。

なお、流木による漁業操業の影響については、漁業者等により流木等の除去活動が行われた。

第2節 漁港施設

漁港施設は、名護漁港、汐見漁港ともに土砂等による航路の埋そくであり、その復旧は漁港関係公共土木施設災害復旧事業により、平成18年度に2箇所とも復旧した。(次表のとおり)

なお、緊急を要したため、災害査定前に応急工事により復旧を行っている。

漁港災害復旧事業(国庫補助)

(単位：千円)

区別	漁港名	主な事業内容	箇所数	事業費	国費	県費等	事業年度
県	名護漁港	航路埋そくの復旧	1	5,749	3,834	1,915	平成18年度
市町村	汐見漁港	航路埋そくの復旧	1	10,067	6,714	3,353	平成18年度
合計 2 漁港			2	15,816	10,548	5,268	

第 8 章 土木施設復旧

第 1 節 河川激特対策特別緊急事業（川内川，米之津川）

1 事業採択と概要

今回の大雨により，川内川および米之津川が氾濫し，約3,600戸の浸水被害が発生したことから，再度災害を防止し，流域住民の安心・安全な暮らしを確保するため，緊急に河川改修を行う河川激特災害対策特別緊急事業（以下，激特事業という）の採択のための「河川激甚災害発生報告書」を8月4日に国土交通省へ提出し，現地調査を経て9月21日に採択要望書を提出した。

その結果，10月4日付けで国土交通省から採択を受け，平成18年度から概ね5ヶ年間で抜本的な改修を進めることとなった。

現在，地元の協力を得ながら用地取得を進めるとともに，一部工事に着手したところである。

また，激特事業のハード対策とあわせ，被害軽減のためのソフト対策として，防災・減災対策の推進に向けた協議会を設置するなど，地域と連携した地域作りも推進することとなった。

河川名		事業延長等	主な事業概要	事業主体	事業費
川内川	川内川本川	62.3km	永山狭窄部開削，曾木の滝分水路 推込分水路，河道掘削，築堤 輪中堤，宅地嵩上，水門等	国	331億円 鹿児島県域 319億円 宮崎県域 12億円
	樋渡川	1.0km	築堤		
	羽月川	6.1km	河道掘削，築堤，輪中堤等		
	川間川	1.2km	築堤（左岸）		
	西境川	合流点部	築堤，水門		
	久富木川	0.5km	築堤等	鹿児島県	19億円
	夜星川	0.8km	築堤等		
	白木川	0.6km	河道掘削，築堤等		
稲荷川	0.4km	輪中堤等	宮崎県	6億円	
米之津川		3.9km	河道掘削，河川拡幅等	鹿児島県	91億円

2 川内川激特事業の概要

川内川で採択された激特事業の事業規模は，全体事業費356億円（鹿児島県分338億円）で，九州地方では過去最大規模，採択延長は川内川本川約62kmで全国でも歴代2位となっている。

激特事業では各地域の被害携帯や土地利用に応じた効果的な対策を実施することとしている。

- (1) 薩摩川内市域
土地利用に応じた治水方式（築堤・輪中堤・家屋嵩上げ）で早期効果を発現
- (2) さつま町域
浸水深約3mに及ぶ虎居地区の壊滅的被害を，湾曲部大規模ショートカット（推込分水路）と河道掘削，築堤により解消
その他の地区は土地利用に応じた治水方式で早期効果を発現
- (3) 大口市域
川内川の水位を大幅に低下させるため，曾木の滝分水路に着手
羽月川等の地区は土地利用に応じた治水方式で早期効果を発現
- (4) 菱刈町域
洪水が逆流し，家屋・田畑に多大な被害を及ぼした川間川に堤防を新設
- (5) 湧水町域
中枢機能が麻痺した湧水町の浸水被害解消のため，永山狭窄部の掘削を実施
- (6) えびの市域
逆流により浸水した内豎・水流地区を守るため，稲荷川に堤防を新設
逆流防止のため西境川合流点付近に，堤防及び水門を新設

3 米之津川激特事業の概要

米之津川については，総事業費91億円で六月田橋下流から沖田大井手堰までの約3.9km区間の河道掘削や川幅の拡幅等を行うこととしている。

第2節 公共土木施設災害復旧事業

甚大な被害を受けた箇所のうち，県民生活に支障となっていた交通途絶箇所や河川の緊急を要する箇所について，速やかに工事を行った。

また，本災害が広域にわたる大災害であったことから，平成18年8月2日から3日に国において災害緊急調査が，3市3町15箇所の被災現場において実施され被災公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立について指導を受け，復旧工法検討に活用した。

災害査定は，保留箇所1箇所を含め，12月8日までに全箇所を終えた。

本復旧については，平成18年度内にほぼ工事に着手し，橋梁等大規模な施設に係る一部の箇所を除き，平成19年の梅雨期までの完成を目標に取り組むこととなった。

災害査定の実施状況

北部豪雨災害による被災箇所数 1, 157箇所			
3次査定（18,9,19～22）	198箇所	4次査定（18,10,16～20）	637箇所
5次査定（18,10,23～27）	294箇所	6次査定（18,11,13～17）	16箇所
7次査定（18,12,4～8）	12箇所		

土木施設復旧事業費

(単位：千円)

施設区分	河川名等	市町村名	復旧事業費	事業年度
河川	平良川 外676箇所	出水市 外	5,709,010	平成18年度
砂防	針原川 外 4箇所	出水市 外	61,801	平成18年度
道路	平江線 外465箇所	さつま町 外	2,828,324	平成18~19年度
橋梁	久住橋 外 5箇所	薩摩川内市 外	628,534	平成18~20年度
計	1,154箇所		9,227,669	

港湾災害復旧事業

(単位：千円)

施設区分	港湾名	市町村名	復旧事業費	事業年度
港湾	小浜港	長島町	6,719	平成18年度
計	1箇所		6,719	

道路災害復旧事業（県有施設災害のみ）

(単位：千円)

施設区分	路線名	市町村名	復旧事業費	件数
道路	国道328号外	さつま町外	222,999	124件

砂防災害復旧事業（県有施設災害のみ）

(単位：千円)

施設区分	溪流名	市町村名	復旧事業費	件数
砂防	石堂川外	薩摩川内市外	19,440	10件

港湾災害復旧事業（県有施設災害のみ）

(単位：千円)

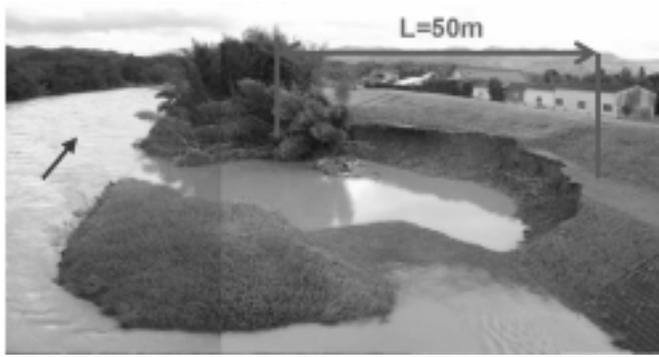
施設区分	港湾名	市町村名	復旧事業費	件数
港湾	川内港外	薩摩川内市	1,890	4件

第3節 直轄河川災害復旧事業（鹿児島県分）

今回の大雨により、一級河川川内川水系の直轄区間で上流から下流の全川にわたり多くの箇所で堤防等が損傷を受けた。同区間における河川、ダムに関して74箇所が復旧事業に採択され、その事業費は85億円に上った。

このうち、次期出水に備えて緊急的な復旧を必要とする25箇所については、直轄河川緊急復旧事業（緊急災）により迅速な復旧を実施し、8月12日に復旧工事を完了した。

その他の被災箇所80箇所については、直轄河川災害復旧事業（一般災）により、平成19年度までに完了させることとしている。



直轄河川緊急復旧事業（緊急災）による復旧状況（さつま町柏原地内）



直轄河川緊急復旧事業（緊急災）による復旧状況（さつま町櫃ヶ迫地内）

第9章 文教施設復旧

学校施設の災害復旧は、学校教育に支障がないよう緊急性の高いものは応急措置や応急復旧を行い、本格復旧は国の災害復旧事業を活用し、設置者の負担軽減を図るとともに、早期復旧に努めた。

復旧は、平成18年度末にすべて完了した。

1 公立学校

公立学校で被害を受けた市町立学校施設の災害復旧は、2学期からの授業等に支障がないよう、浸水の泥土により汚損した校舎及び体育館等の床・壁や設備（備品）の清掃消毒等の応急措置を行い、土砂の除去や2学期に使用する備品の購入など、早急に復旧する必要がある施設等は、国の災害復旧事業の事前着工制度を積極的に活用して早期復旧に努め、2学期の授業は滞りなく開始できた。

災害復旧費については、被害を受けた市町立学校施設15校1施設のうち幼稚園1校、小学校4校、中学校4校、共同調理場1施設について公立学校施設災害復旧費国庫負担（補助）事業の申請が行われ、設置者の負担軽減が図られた。なお、当災害は激甚災害に指定され、各市町の財政状況等に応じて補助率が2/3から嵩上げされた。

復旧は、平成18年度末にすべて復旧した。

各学校ごとの復旧状況は次表のとおりである。

2 私立学校

被害を受けた私立学校の災害復旧については、各設置者の負担により、平成18年8月末までに完了し、2学期の授業等に支障は生じなかった。

市町立学校の復旧状況

H19.3.20現在

(単位：千円)

市町名	学校名	被害状況	復旧状況	災害復旧 調査額	市町費	国費
出水市	大川内小学校	校舎・体育館の 床上浸水，校庭 への土砂流入	床張替え，土砂撤去， 備品購入，フェンス 設置	34,322	11,206	23,116
	米ノ津東 小学校	土手損壊(亀裂)	ビニールシート保護	-	-	-
	江内中学校	校舎の床上浸水	床張替え	1,537	480	1,057
小計	小2，中1			35,859	11,686	24,173
湧水町	吉松幼稚園	園舎の床上浸水	床張替え，備品購入	6,416	2,004	4,412
	吉松小学校	校舎・体育館の 床上浸水	床・壁張替え，備品 購入	22,824	7,103	15,721
	栗野小学校	クーラー室外機浸水	室外機補修	-	-	-
	吉松中学校	校舎・体育館の 床上浸水	床・壁張替え，備品 購入	17,733	6,755	10,978
	吉松共同調理場	厨房機器の浸水	厨房機器補修	1,247	234	1,013
小計	幼1，小2， 中1，他1			48,220	16,096	32,124
大口市	針持小学校	給水ポンプの浸 水，土砂流入	ポンプ補修，土砂撤 去	828	199	629
	曾木小学校	隣地の土砂流入	土砂撤去	-	-	-
	大口南中学校	給水ポンプの浸 水，土手崩壊	ポンプ補修，土手整 備	5,190	1,246	3,944
小計	小2，中1			6,018	1,445	4,573
阿久根市	尾崎小学校	敷地の土手崩壊	土手整備	662	161	501
さつま町	佐志小学校	敷地の土手崩壊	土手整備	-	-	-
	永野小学校	隣地の土砂流入	土砂撤去	-	-	-
	薩摩中学校	敷地の土手崩壊	土手整備	5,853	984	4,869
小計	小2，中1			5,853	984	4,869
薩摩川内市	東郷小学校	隣地の土砂流入	土砂撤去	-	-	-
合計	幼1，小10， 中4，他1			96,612	30,372	66,240



湧水町立吉松小学校 図書室の復旧状況（床，棚，図書復旧）
（着工前44ページ）



出水市立大川内小学校 校庭の復旧状況（堆積土砂撤去）
（着工前44ページ）

第10章 その他公用・公共施設復旧

第1節 都市施設関係

今回の大雨により被災した都市施設は都市公園のみであり、崩壊した法面や、河川の氾濫により流失した施設を公共土木施設災害復旧事業により同年度中に復旧する。災害査定は全箇所完了しており、今後は迅速な工事発注、復旧に努める。

都市公園施設災害復旧事業

(単位：千円)

市町名	公園名	管理者名	事業費	復旧内容	箇所数
阿久根市	戸柱公園	阿久根市	2,167	法枠工, 防護柵工	1
出水市	出水運動公園	出水市	1,273	擁壁工, 張芝工	1
〃	総合運動公園	〃	804	舗装工, 防護柵工, 張芝工	1
〃	城山墓地公園	〃	3,895	ブロック積工, 吹付工	1
	小計		5,972		
大口市	曾木の滝公園	大口市	25,874	歩道橋, 擁壁工, 張芝工	1
さつま町	北薩広域公園	鹿児島県	8,833	排水工, 吹付工, 張芝工	2
〃	帝釈天公園	さつま町	1,598	ブロック積工, 舗装工, 張芝	1
〃	東谷墓地公園	〃	1,700	吹付工	1
〃	弓場ヶ迫墓地公園	〃	668	ブロック積工, 排水工, 張芝	1
〃	観音滝公園	〃	1,889	擁壁工, 張芝工, 排水工	1
	小計		14,688		
湧水町	丸池公園	湧水町	5,753	石積工, 法枠工, 吹付工	1
3市2町	11公園		54,454		12

第2節 公営住宅

今回の大雨により、床上・床下浸水の被害を受けた阿久根市、出水市、大口市、さつま町及び湧水町の市・町営住宅については、当該市町において、入居者の生活等に配慮し、速やかな床下の消毒、畳替え並びに床・壁の補修等を行った。

第3節 庁舎関係

出水合同庁舎の被害については、既定予算の範囲内で早急な復旧を図った。

第11章 激甚災害指定等

第1節 土木関係

今回の豪雨災害を含む5月23日から7月29日までの豪雨及び暴風雨による災害は、激甚災害の指定基準Bを満たしたことから激甚災害に指定された。

激甚災害指定により、激甚災害に係る当該地方公共団体の災害復旧事業費の地方負担額と財政負担能力と比較して、一定の基準を満たす地方公共団体に対して、河川、道路等の公共土木施設災害復旧事業の国庫負担率の嵩上げが実施され、被災した地方公共団体の財政負担の緩和や、被災地域の円滑かつ早期の復旧が図られることとなった。

政令番号	公布日	激甚災害	適用すべき措置
290	平成18年 9月13日	平成18年5月23日から7月29日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第3条から第6条まで、第16条、第17条、第19条及び第24条に規定する措置

注)「法」：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

この指定により、次の措置が受けられることとなった。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）
- イ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

特定地方公共団体（国庫負担率の嵩上げ等が実施される地方公共団体）として、8市5町の13市町が指定された。

指定市町：鹿屋市，阿久根市，出水市，大口市，垂水市，薩摩川内市，日置市
志布志市，さつま町，長島町，菱刈町，湧水町，大崎町

第2節 農林水産関係

「平成18年5月23日から7月29日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」について、激甚災害の指定を受け、9月13日に政令が公布された。

【主な適用措置の概要】

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

農地、農業用施設等の災害復旧事業等について、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）」等に基づく国庫補助の嵩上げが行われることとなった。

(2) 小災害債に係る元利償還金に対する地方財政措置

農地、農業用施設等に係る災害復旧事業で、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）」等及び暫定法の適用を受けない小災害復旧事業において、市町村の小災害債が認められ、その元利償還金に対して、地方財政措置が講じられることとなった。

第12章 生活再建支援対策

第1節 生活再建支援対策本部の設置

県では、今回の豪雨災害による被災者に対する各種の生活再建支援策を策定し、被災者の一日も早い生活再建を図るため、庁内に副知事を本部長とする生活再建支援対策本部を設置し、8月7日に本部会議を開催した。

本部会議では、各部が検討した支援策について協議したうえで、現状の課題を整理し、被災者に対する生活支援策を策定することを確認した。

その後、既存の施策に加え、新たな施策についても検討を行い、「平成18年度7月鹿児島県北部豪雨災害に係る生活再建支援対策」を取りまとめ、8月16日に公表した。

新たな支援制度の概要は以下のとおりである。

なお、この対策の実施にあたって、緊急に必要な予算は2.4億円については、8月16日付けで専決処分とした。

1 家庭生活再建への支援

(1) 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法等による従来の支援に加え、今回の被害を踏まえた本県独自の支援制度を創設 1世帯当たり20万円支給

- ・ 支援対象を床上浸水世帯まで拡大
- ・ 店舗等の被害を受けた小規模事業者も支援

(2) 県税の納期限等の延長

2 農林漁業への支援（農林漁業の経営安定・事業再建）

(1) 園芸産地復旧対策の実施

ハウス等園芸施設の復旧などを支援

(2) 農業近代化資金の拡充等

3 中小企業への支援（中小企業の経営安定・事業再建）

(1) 信用保証料の免除

「緊急災害対策資金」の信用保証料率：年0.1%～1.8% 0%

(2) 利子補助の実施

「緊急復旧資金」について市町村を通じ、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。（借入額200万円(5年)の場合：借入利率：2.1% 0.3%）

(3) 保証人要件の緩和

4 住まいの確保・再建のための支援

職員住宅等（空家）の被災者への提供

5 被災市町への支援

市町村振興資金の償還猶予等

第2節 県税等の特例措置

1 納期限等の延長措置

7月下旬に県北部を襲った集中豪雨については、災害救助法の適用を受けた6市町（出水市，大口市，薩摩川内市，さつま町，菱刈町，湧水町）について、県税のうち5税目（個人事業税，不動産取得税，ゴルフ場利用税，軽油引取税，産業廃棄物税）の納期限等を延長する地域として指定し，8月7日付けで告示した。

災害等による期限の延長は，基本的には個々の納税者の実情を考慮して個別に対応するものであるが，被害が広範囲に及ぶ場合は，地域及び期日を一括指定して期限を延長することができることとされていることから，今回は，過去の取扱いに倣い災害救助法の適用地域を地域指定の基準にした。

また，これらの措置については，新聞・テレビ等各種の媒体を活用して県民に広報した。

延長の内容

平成18年7月22日から同年8月22日までに到来する期限を同年9月25日（災害のやんだ日から2ヶ月）まで延長する。

2 県税の減免措置等

地震，火災，風水害などの被災者に対しては，個人事業税，自動車税，不動産取得税，産業廃棄物税，個人県民税の減免の制度があり，今回，県北部を襲った豪雨被災者に対しても，減免措置を講じたほか，災害を原因として納税証明書が必要となった場合の納税証明書の交付手数料についても免除措置等を講じた。

県税の災害減免及び期限延長に係る広報

	印刷媒体	電波媒体	ホームページ	その他
6月		県民番組スポット放送 「災害減免」(8～8月)	情報ひろば (津町地区福祉センター)	県庁舎の電光掲示板通年， 「災害減免」の案内を掲示
6月		県民番組スポット放送 「災害減免」(8～8月) 県民番組スポット放送 「不動産取得税」(8～7月) 6/18 情報ひろば・生活情報 「不動産取得税」	情報ひろば (津町地区福祉センター) とらしま再編「お知ろせ」	チラシ・パンフレット等の配布
7月	7/18 新聞の001～2nd 「災害減免」		情報ひろば (津町地区福祉センター) とらしま再編「お知ろせ」 7/24 運用災害特集ページ 「災害減免」掲載	7/24 県内放送局 「県民番組」の放送 7/26 電波広報の放送 「災害減免」 7/28 「南日本新聞」記事掲載 7/28 県内放送局 「県民番組」の放送 7/27 「南日本新聞」記事掲載 7/27 放送局の放送 「県民番組」の放送
8月	8/1 県民あわらる版 個人事業税・不動産取得税 (8月) 県民番組スポット放送 「期限延長」(8～8月) 8/20 新聞の001～2nd 個人事業税・不動産取得税	県民番組スポット放送 個人事業税・不動産取得税 (8月) 県民番組スポット放送 「期限延長」(8～8月) 8/20 情報ひろば・生活情報 「個人事業税・不動産取得税」	情報ひろば (津町地区福祉センター) とらしま再編「お知ろせ」 8/8 運用災害特集ページ 「期限延長」掲載	8/1 県内放送局 7～8/2 「県民番組」の放送 8/2 電波広報の放送 「期限延長」 8/4 「南日本新聞」記事掲載 8/4 「南日本新聞」記事掲載 8/10 自動車税管理事務所 「個人事業税の納付期限延長告知書」 「期限延長」・「期限延長」 チラシの配布
8月		8/10 情報ひろば・生活情報 「自動車税・個人事業税」	とらしま再編「お知ろせ」	

新聞インフォメーション：南日本新聞
南海日日新聞に毎月第3日曜日に掲載。

電波媒体：「自動車税の納期内納付」及び
「不動産取得税の減免制度」内で，「災害
減免」の案内。

第3節 被災市町への支援

1 「市町村振興資金」の償還猶予

災害救助法の適用のあった市町の要望に応じて、被災年度の財政負担を軽減するため、平成18年度の市町村振興資金の元利償還を猶予する措置をとった。

2 「市町村振興資金」の災害関連経費の無利子貸付

災害救助法の適用のあった市町に対して、今回の災害関連経費（ハード事業）について、市町村振興資金の一般資金の無利子貸付を行う措置をとった。

（参 考）

市町村振興資金とは

県内市町村の振興と財政の円滑な運営に資するため、土木施設整備などの国の起債制度を補完するために借り入れる「一般資金」と、合併支援事業などの地域おこし対策事業として借り入れる「地域自立促進資金」の2種類がある。

一般資金	利 率：財政融資資金並
	償還期間：10年以内
地域自立促進資金	利 率：無利子
	償還期間：12年以内

第4節 地方交付税の特例措置

1 普通交付税の繰上交付

平成18年7月の県北部豪雨災害により被害を受けた地方団体においては、総務省と協議の上、当該団体の意向を踏まえ、30億78百万円の普通交付税（9月分）の繰上交付を行った。

2 繰上交付団体（8月16日繰上交付）

（単位：千円）

市町村名	9月交付額	うち繰上交付額	市町村名	9月交付額	うち繰上交付額
阿久根市	909,064	272,354	さつま町	1,336,701	401,521
出水市	2,319,530	695,904	長島町	1,041,889	312,406
大口市	915,525	274,357	菱刈町	512,230	153,200
薩摩川内市	3,225,775	968,258	合計	10,260,714	3,078,000

（参考）普通交付税の繰上交付制度について

（1）内容

地方団体に大規模な風水害、火災等が発生した場合は、その災害に係る特別な財政需要に対処するため、災害の発生時期に応じて、当該団体に対し、6月、9月、11月の定例交付額（地方交付税法第16条第1項に規定する交付額）の一部を繰り上げて交付することができる。（普通交付税に関する省令第54条第1項）

（2）対象団体

繰上交付を行う地方団体、繰上交付の時期及び繰上交付額については、大規模な災害による特別の財政需要の額等を考慮して総務大臣が定めるものとされており（普通交付税に関する省令第54条第2項）、これに基づいて内規（「災害等に伴う普通交付税の繰上交付基準」）が定められている。

（3）繰上交付基準

県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の

$\frac{\text{公共施設被害額の合計額} \times 0.8}{\text{当該年度の基準財政需要額の合算額}}$ が

当該年度の基準財政需要額の合算額

10%を超え50%までの場合は被災市町村の次期交付額の合算額の30%

50%を超え70%までの場合は 50%

70%を超える場合は 70%

の基準に該当しない場合でも、その管内の被災市町村のうち災害救助法が適用された市町村がある場合には、当該市町村について の基準のうち最低の交付率の場合に該当するものとみなす。

の基準財政需要額は、当該年度分を用いるものとする。ただし、当該年度の普通交付税の決定までの間においては、前年度の基準財政需要額に当該年度の基準財政需要額の前年度に対する全国平均（交付団体）の見込伸率を乗じたものを

用いるものとする。

6月概算交付以降，普通交付税の決定までの間においては，次期交付額は6月における定例交付額とする。

(4) 過去の繰上交付の実績

平成3年度（台風第19号による被害）

三島村・十島村・鹿島村（10月18日繰上交付）

平成5年度（集中豪雨及び台風第7号による被害）

鹿児島市ほか25市町（8月16日，8月30日繰上交付）

平成13年度（大雨洪水による被害）

西之表市（10月10日繰上交付）

平成17年度（台風第14号による被害）

垂水市（10月6日繰上交付）

第5節 鹿児島県被災者生活支援金制度の創設

1 鹿児島県被災者生活支援金制度の創設

県北部豪雨災害の甚大な被害を踏まえて、被災者の生活再建を支援するため、今回新たに、大規模災害において被災者生活再建支援法等の既存制度で救済されない床上浸水以上の住家被害を受けられた世帯や小規模事業者を対象として、1世帯(1事業者)当たり20万円を支給する「鹿児島県被災者生活支援金」制度を創設し、今回の県北部豪雨災害から適用した。

なお、この制度の創設に当たり、県と市町村で当初造成額を4億円とする「鹿児島県被災者生活支援基金」を平成18年8月31日に設置した。

(1) 制度の概要

対象市町村

- ・ 被災者生活再建支援法が適用された市町村
- ・ 上記と同一災害で被害を受けた市町村

対象世帯等

- ・ 全壊、半壊、床上浸水の住家被害を受けた世帯
(被災者生活再建支援法にいう年収800万円以下)
- ・ 店舗等が上記と同等の被害を受け、一定の要件を満たす小規模事業者

支給限度額

- ・ 1世帯(1事業者)当たり20万円

(2) 鹿児島県被災者生活支援基金の設置

基金規模 4億円

負担割合 県1/2, 市町村1/2

2 鹿児島県被災者生活支援金の支給状況

今回新たに創設した「鹿児島県被災者生活支援金」については、県北部豪雨災害で床上浸水以上の住家被害が生じた阿久根市、出水市、大口市、薩摩川内市、霧島市、さつま町、菱刈町及び湧水町の5市3町が対象となった。

当該市町村からの交付申請に基づき、9月4日に支援金を各市町に交付し、各市町においては9月上旬から被災者に支給された。

鹿児島県被災者生活支援金の支給状況

区分	住家被害		小規模事業者		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
阿久根市	14	2,800,000円	5	1,000,000円	19	3,800,000円
出水市	391	78,200,000円	108	21,600,000円	499	99,800,000円
大口市	169	33,800,000円	12	2,400,000円	181	36,200,000円
薩摩川内市	70	14,000,000円	15	3,000,000円	85	17,000,000円
霧島市	2	400,000円	1	200,000円	3	600,000円
さつま町	368	73,600,000円	64	12,800,000円	432	86,400,000円
菱刈町	107	21,400,000円	4	800,000円	111	22,200,000円
湧水町	273	54,600,000円	18	3,600,000円	291	58,200,000円
計	1,394	278,800,000円	227	45,400,000円	1,621	324,200,000円

第6節 商工業関係

1 県のとった金融措置等

(1) 県のとった金融措置

「緊急災害対策資金」の適用と県民への広報

県は、県北部豪雨災害への金融対策として、7月24日、県中小企業融資制度の「緊急災害対策資金」の適用を決定し、保証機関、金融機関、商工団体、市町村へ通知するとともに、記者発表、ホームページへの掲載を行い、県民への周知を図った。

セーフティネット保証の早期発動要請

市町村の被害報告により、商店街を中心に商工業者に甚大な被害が発生していることが判明したことから、7月25日、国に対し、激甚災害法及び中小企業信用保険法に基づく経営安定関連保証（セーフティネット保証）第4号（自然災害等）の早期発動を要請した。

金融機関等に対する要請

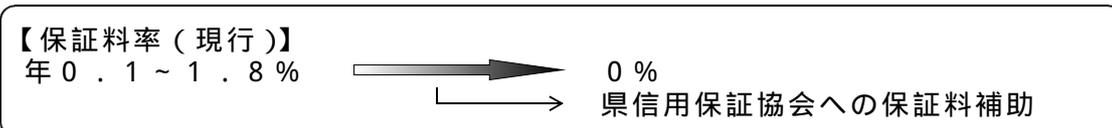
7月25日に開催された県内金融機関等を会員とする「鹿児島県金融懇談会」において、被災中小企業者からの融資相談への柔軟な対応を要請した。

生活再建支援対策（金融対策）の決定

8月16日、県の「平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害に係る生活再建支援対策」において、中小企業の経営安定・事業再建のため下記の金融対策を行うこととし、18日付けで関係機関・団体へ通知した。

ア 県中小企業融資制度「緊急災害対策資金」に係る信用保証料の免除 **拡充**

経営状況を加味した段階別保証料率が一律0%となるよう、県の保証料補助を拡充することとした。



イ 災害復旧に係る資金への利子補助の実施 **新規**

今回新たに、中小企業者が災害復旧のために借り入れた政府系資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、市町村を通じ、融資額に応じた段階的な利子補助を行うこととした。

融 資 額	補助率	補助期間：5年間 借入額1,500万円超については、 1,500万円以内に限り補助対象 となる。
200万円以下	年1.80%	
200万円超600万円以下	年1.35%	
600万円超1,500万円以下	年0.90%	

ウ 県中小企業融資制度における保証人要件の緩和 **新規**

今回新たに、県北部豪雨災害による市町村の被災証明を受けた被災中小企業が、県中小企業融資制度を利用する場合は、特例措置として第三者保証人を徴求しないこととした。

【連帯保証人（現行）】

個人：1人以上

会社・組合：代表者＋1人以上



個人：不要

会社・組合：代表者

県中小企業制度資金融資要綱の改正

生活再建支援対策（金融対策）のうち、緊急災害対策資金の融資対象の追加（被災者生活再建支援法の適用災害による被災中小企業者等を追加）、信用保証料率の引下げ（保証料率一律0%）及び保証人要件の緩和（第三者保証人原則不要）について、10月31日付けで融資要綱の改正を行った。

生活再建支援対策（金融対策）の関係団体への説明等

ア 保証人要件の緩和に係る具体的な取扱い

8月21日、県信用保証協会と県融資制度における保証人要件の緩和に係る具体的な取扱いについて協議し、22日付けで通知した。

イ 災害復旧に係る資金への利子補助の取扱い

9月6日に、出水市ほか被災8市町を対象に「平成18年度県北部豪雨災害に係る生活再建支援対策（金融対策）説明会」を、また、11月14日には全市町村を対象に「災害復旧に係る利子補助の実施にともなう説明会」を開催すると、意見交換を行った。

県中小企業災害復旧資金利子補助金交付要綱の改正

11月30日付けで、県中小企業災害復旧資金利子補助金交付要綱の全部を改正し、12月6日付けで関係機関、団体へ通知を行った。

県中小企業融資制度に係る条件変更

県制度の既往債務における条件変更の取扱いについては、生活再建支援策の通知とあわせて、保証機関、金融機関、商工団体、市町村に対して、従来（平成7年11月15日付け中企第384号「鹿児島県中小企業融資制度に係る融資条件変更の取扱いについて」及び平成14年11月7日付け中企第336号の「鹿児島県中小企業融資制度に係る融資条件変更の取扱いについて」）に基づき対応する旨、周知を図った。

（2）国のとった金融措置

金融機関等への金融上の措置の要請

7月23日、災害救助法が適用された県内6市町内の被災者に対しては、状況に応じた金融措置を適切に講ずるよう各金融機関、証券会社等へ要請を行った。

セーフティネット保証（４号）の発動

8月1日、「18年7月豪雨による災害」により、多くの中小企業者に甚大な被害が発生していることから、被災した中小企業者への金融の円滑化を図るため、セーフティネット保証（４号）の発動を決定した。（官報告示・発動は8月4日）

〔 指定期間：平成18年7月20日から平成18年10月19日まで
県内対象地域：出水市，大口市，薩摩川内市，さつま町，菱刈町，湧水町 〕

これにより、被災中小企業者で、経営に影響があるとして市町長の認定を受けた者（特定中小企業者）は、県信用保証協会において通常の保証限度額とは別枠での保証や信用保証料率の軽減措置が受けられることとなった。

政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付制度の適用等

7月24日付けで特別相談窓口を設置し、被災中小企業者からの相談に積極的に対応したほか、中小企業者の災害復旧のために、貸付限度額の引上げ、担保の特例措置を内容とした災害復旧貸付制度の適用により、簡易・迅速な融資を行った。

また、通帳などを喪失した場合には、本人確認のうえ預金等の払戻しに必ず等々の便宜措置をとったほか、既往貸付金の償還猶予等の条件変更についても、個々の被災中小企業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行った。

（３）市町村のとした金融措置

豪雨により甚大な被害を受けた市町村では、被災中小企業者の一日でも早い経済活動の再開に向けて、それぞれの対応策がとられた。

〔阿久根市〕

阿久根市中小企業振興資金を利用する被災中小企業者を対象に、支払利子の50%～69%及び保証料の全額（1年目）～25%以内（2年目以降）の補助を決定した。

〔出水市〕

米之津川の氾濫による浸水等により、本町地区商店街を中心に中小企業者の店舗、機械設備、商品に甚大な損害が発生したことから、出水市中小企業振興資金、国民生活金融公庫の災害復旧貸付に対する通常の利子補給率を引上げ、全額補給する特例措置の実施を決定した。

出水市中小企業振興資金：支払利子の全額を補助（H18.11.15現在，年2.6%）

国民生活金融公庫の災害復旧貸付：融資額3,000万円を限度に支払利子の全額を補助（H18.11.15現在，年2.5%）

このほか、既存の制度として出水市中小企業振興資金及び県の中小企業振興資金の融資額の一定割合の補助の実施を決定した。

出水市中小企業振興資金：融資額の1.0%以内を補助

県の中小企業振興資金：融資額の0.75%を補助

〔大口市〕

新たな災害復旧のための資金創設などは行わず、県の中小企業制度資金及び国民生活金融公庫の資金を利用する被災中小企業者に対し、1年を限度に融資額の1.5%の補助を決定した。

〔薩摩川内市〕

川内川の氾濫により被災した中小企業者を対象に、既存の制度による利子補助の実施を決定した。

国民生活金融公庫（普通貸付）	} 融資額1,000万円を限度に支払利子の50%を補助
中小企業金融公庫（一般貸付）	
県緊急災害対策資金	

〔霧島市〕

新たな災害復旧のための資金創設などは行わず、県の中小企業制度資金を対象に、融資額2,000万円を限度に、融資額の1%の助成を行うこととした。

〔さつま町〕

川内川の氾濫により、旧宮之城町の虎居地区商店街を中心に中小企業者の店舗、機械設備、商品に甚大な損害が発生したことから、国民生活金融公庫、県緊急災害対策資金、さつま町中小企業振興資金を対象に、さつま町中小商工業者振興災害融資利子補助金の交付を決定した。

国民生活金融公庫（普通貸付）	} 融資額1,000万円を限度に支払利子の50%を補助
県緊急災害対策資金	
さつま町中小企業振興資金	

〔菱刈町〕

新たな災害復旧のための資金創設などは行わず、県の中小企業制度資金を対象に、支払利子の24%を初年度に一括して補助（但し50万円を限度）することを決定した。

〔湧水町〕

新たな災害復旧のための資金創設などは行わず、県の中小企業制度資金を対象に、融資額の1%を助成（但し20万円を限度）することを決定した。

〔その他〕

上記措置のほか、県の生活再建支援策である「災害復旧に係る資金への利子補助」の実施を受けて、市町村も追加支援策を検討しているところである。

（4）地元金融機関のとした金融措置

鹿児島銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫においては、7月20日からの被災者を対象に優遇金利を適用することとした。

第7節 農業関係

1 園芸産地復旧対策

今回の大雨では、農業共済の対象となっていない根深ネギやシクラメン・ポインセチアなどにも被害が発生した。

これらの品目については、平成18年度9月補正で農業資材の導入やハウス等園芸施設の復旧などを支援するよう対応したところであり、早急な産地の復旧に努めている。

(1) 支援内容等

支援内容	負担割合
被害を受けた園芸施設の復旧	国 1 / 2 , 営農集団等 1 / 2
地力回復のための土壌改良資材の導入	県 1 / 2 , 営農集団等 1 / 2
園芸施設の復旧のための鋼材, 部品等の温室用資材の導入	
被災後の植栽のための種苗, 苗木の導入	

(2) 実施状況

平成18年10月12日に事業実施計画を承認し、各地で早期復旧に向けた農業資材等の導入などに取り組んでいる。

・実施内容(平成18年10月12日現在)

実施市町村 5市4町
実施主体 7事業主体
受益戸数 63戸
総事業費 70,071千円

(2) 今後の見込み

早期の園芸用施設等の復旧により園芸農家の経営再建を図るため、平成18年度中に事業完了予定。

2 農業近代化資金の融資枠及び貸付対象者の拡充

災害に伴う農業近代化資金の需要の増大に対応するため、融資枠の拡大と災害復旧に係る貸付対象者を認定農業者以外の被災農業者まで拡充する措置を図り、幅広く支援することとした。

- (1) 融資枠の拡大 35億円 40億円(5億円の増額)
(2) 災害復旧資金の対象者の拡充 認定農業者以外の農業者まで拡充

第 8 節 住宅関係

1 被災者の住居の確保

(1) 職員住宅の提供

今回新たに、豪雨災害により自宅に住めなくなった被災者に対して、県職員住宅や教職員住宅を市町村を通じて提供した。

提供した職員住宅

	薩摩川内市	出水市	大口市	さつま町	計
共済住宅	0	1	0	0	1
職員公舎	8	1	13	5(2)	27(2)
教職員住宅	11	8	1	1(1)	21(1)
計	19	10	14	6(3)	49(3)

() 内は、実際に被災者が入居した戸数。(平成18年12月8日現在)

(2) 公営住宅

豪雨災害により家屋に被害を受けた罹災者が、公営住宅(特定公共賃貸住宅、改良住宅を含む)への入居を希望した場合は、入居を許可した。

北部豪雨災害による罹災者の公営住宅入居状況 (平成18年12月1日現在)

区分		入居戸数	特定入居	退去	目的外
県 営 住 宅	鹿児島市	1	1		
	出水市	4		4	
	薩摩川内市	1		1	
	さつま町	1		1	
	菱刈町	1		1	
	計	8	1	7	
市 町 村 営 住 宅	出水市	17	7	5	5
	大口市	9	2	6	1
	薩摩川内市	6			6
	さつま町	21		4	17
	菱刈町	1			1
	湧水町	4	4		
	計	58	13	15	30
合計	66	14	22	30	

鹿児島市の県営住宅は、薩摩川内市の罹災者が入居したものである。

2 住宅資金貸付の認定等

(1) 被災住宅の認定等

今回の災害により住宅を滅失した者が、住宅金融公庫の災害復興住宅を活用して住宅の再建ができるようにするため、被災住宅の被害率等の算定を行った。

・認定件数 5件（平成18年12月現在）

(2) 県民への情報提供

今回の災害により家屋に被害を受けた次の市町の説明会において、応急修理制度及び住宅金融公庫災害復興住宅融資制度の周知を図った。

さつま町 平成18年8月4日（金）～8月10日（木）

大口市 平成18年8月8日（火）